

ふるさと納税が始まりました

歴史・人情・自然
が実感できるまち

たかはた を

皆様の温かい思いで、応援してください



人間と仲良くなりたい…
という

赤おにの願いを
かなえてくれた
親友の青おにでしたが

.....
ドコマテモ

『泣いた 赤おに』



豊かな自然と四季折々の多彩な風景を有する「まほろばの里」高島町が
輝ける まち であり続けるために、皆様の温かい思いをお寄せいただきますよう、
ご理解とご協力をお願いいたします。

山形県高島町長 寒河江 信

重点的に取り組んでいる事業

『食の感性の豊かさ』を感じていただく「たかはたブランド」の推進

魅力ある高島町を感じていただける体験交流型観光や広域観光の推進

子育て支援、青少年育成、生涯学習環境整備など、輝ける人づくり

健康づくり支援、地域ケア体制整備など、健康で住みよい町づくり

有機農業など、安全安心な農産物の生産体制の確立

地球にやさしい 持続可能な地域社会の構築

お問い合わせ

山形県 高島町 企画課

電話：0238-52-1112

〒992-0351 山形県高島町大字高島436番地

FAX：0238-52-1543

E-mail：kikaku@town.takahata.yamagata.jp

皆さまからいただいた寄附金は、 まちづくりの財源として大切に活用させていただきます。

次の事業から、寄附金活用の希望をお知らせください。



□ 子どもを育み、温かみのある福祉のまちづくり

「泣いた赤おに」で有名な 童話作家 浜田広介先生の出身地である高島町は、町民の温かい心を育み、生涯を明るく元気でその人らしい人生を送ることができるようなまちづくりを進めています。



□ 豊かな自然に恵まれた観光のまちづくり

1万年の歴史をもつ日向洞窟、日本三文殊の一つ亀岡文殊、層塔を擁する安久津八幡神社や県立考古資料館を核とした歴史公園、 浜田広介記念館など、優れた観光資源に恵まれています。



□ スポーツの振興と人材育成による教育のまちづくり

町民一人一スポーツの推進、各種スポーツの普及と競技力の向上、中高生の海外派遣、文化振興、交流活動の推進など、郷土を愛する心に満ちた創造性豊かな人づくりに努めています。



□ 有機農業と環境を大切にする農林業のまちづくり

有機農業、低農薬栽培など環境にやさしい農業による安全安心な食の提供、豊かな森林資源の活用と保全、生ごみ資源化対策、笑エネコンクール など、快適な生活環境づくりを進めています。



□ 使い方を町長におまかせいただける場合はこちらを選んでください。

わが町の機械技術は大変優れており、社会貢献しています。様々な業種との連携などにより、さらに充実させるための新たな企業受け入れも必要で、持続可能なまちづくりを目指しています。

“まほろばの里 高島町”を応援していただける皆様は、企画課までご連絡ください。

➤ 応援していただける項目、寄附金額、納付方法などをお聞かせください。

【電話】 0238-52-1112	【FAX】 0238-52-1543	【Eメール】 kikaku@town.takahata.yamagata.jp
払込書での納付	○ ゆうちょ銀行または郵便局で払込書を用いて納付することができます。	
郵送	○ 現金書留にて、直接お送りいただくことができます。 恐れ入りますが、郵送料は、ご負担いただくこととなります。	
現金持参	○ 高島町役場 企画課まで、直接お持ちいただくことができます。 恐れ入りますが、交通費は、ご負担いただくこととなります。	

☆ 寄附金の領収後、寄附金の受領を証明する書類をご住所に送付いたします。
所得税及び個人住民税の額を計算する際に証拠書類として必要になりますので、大切に保管してください。

“まほろばの里 たかはた” への温かいご支援は、

専用の払込書で納付 郵送 現金持参の方法があります。

(下記をご参照ください)



寄附金の活用を希望する取り組み内容がございましたら、遠慮なくお知らせください。

福祉、観光、教育、環境、町長おまかせ など・・・

山形県 高 島 町

“まほろばの里 高島町” を応援していただける皆様は、企画課までご連絡ください。

➤ 応援していただける項目、寄附金額、納付方法などをお聞かせください。

【電話】 0238-52-1112	【FAX】 0238-52-1543	【Eメール】 kikaku@town.takahata.yamagata.jp
払込書での納付	○ ゆうちょ銀行または郵便局で払込書を用いて納付することができます。	
郵 送	○ 現金書留にて、直接お送りいただくことができます。 恐れ入りますが、郵送料は、ご負担いただくこととなります。	
現金持参	○ 高島町役場 企画課まで、直接お持ちいただくことができます。 恐れ入りますが、交通費は、ご負担いただくこととなります。	

☆ 寄附金の領収後、寄附金の受領を証明する書類をご住所に送付いたします。
所得税及び個人住民税の額を計算する際に証拠書類として必要になりますので、大切に保管してください。

「ふるさと納税制度」とは？

「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」へ貢献したい、という方々の思いにより、地方自治体へ寄附を行った場合、お住まいの市町村が、寄附金に相当する額を本来納付すべき税額から控除して、住民税の額を計算することになります。

○ 個人住民税の軽減 翌年度課税の住民税から税額控除されます。

○ 所得税の軽減 寄附金のうち 5,000円を超える部分が所得控除されます。
(確定申告が必要です。)

【ふるさと納税の流れ】

